

# 環境省自然環境局沖縄地区自然保護事務所聞き取り報告書

浅井平三

平成 13 年 10 月 19 日，山口副会長，鈴木委員長，西岡委員，そして私は，環境省自然環境局沖縄地区自然保護事務所において，同事務所河野通治利用指導官から，別紙事項につき聞き取りを行った。なお，（１）等の数字は別紙質問に対応する。

## 保護増殖事業について

- （１）種の保存法に基づき保護増殖事業を行うときには，保護増殖事業計画を策定する必要がある。現在策定されている事業は，イリオモテヤマネコについて平成 7 年 7 月，ヤンバルテガナコガネ平成 9 年 4 月，ノグチゲラ平成 10 年 7 月，アマミヤマシギ平成 11 年 9 月である。ヤンバルクイナについても早急に計画を策定したいと考えている。
- （２）ノグチゲラについて
  - （一）樹齢が 40 年以上の亜熱帯性の成熟した林に多く住み，最近の生息状況については、生息数は安定しており、推定個体数は数百羽程度と思われる。
  - （二）平成 10 年度から足輪の装着及びその追跡調査をとおして生息状況の把握を行っている。足輪の装着は山科鳥類研究所に委託し夏・春に行っており，追跡調査については沖縄フィールドワークに委託している。予算については，前者につき 120 万円，後方で 320 万円を要している。
  - （三）1940 年代から 80 年代にかけては戦争・森林の伐採により生息に悪影響があったが，90 年代からは大規模な開発等もおさまっており，これに伴い若い森林も育ってきたので生息環境も良くなるものと考えている。ただ，現在でもダムや林道の拡張，農地の開発の問題があり，これらをとおしてノネコがヤンバルの森に入ってくることで影響を与えているのではないかと考えている。
  - （四）保護増殖事業計画に則して事業を展開することになるが，（三）記載のとおりノグチゲラに関する基本的な情報を収集し具体的な方策を検討する必要があると考えている。
  - （五）ない。

(六) 保護増殖事業計画は農水省と共同で策定しており、農林水産省(林野庁)の出先機関である沖縄森林管理署と定期的に情報を交換している。また、沖縄本島の伊湯岳の鳥獣保護区では定期的に生息状況を記録してもらっている。

(3) ヤンバルテナガコガネについて

(一) 最近数が減少している。その理由は、生息環境の悪化と密猟である。

(二) 計画の共同作成者は農水省・文部省であり、前者の出先機関は沖縄森林管理署、後者については沖縄県教育庁文化課である。三者で、本年7月、ヤンバルテナガコガネ保護増殖事業推進会議を立ち上げ情報交換を行っている。また、同時期に、密猟の防止を効果的に推進するために、前記3者のみならず地元市町村・警察等関係17機関により、ヤンバルテナガコガネ密猟防止協議会を作り、行動パトロール等の活動を行い始めた。沖縄森林管理署には伊湯岳で定期的に生息状況を記録してもらっている。

(4) イリオモテヤマネコ

(一) 森林状況が特に変わっていないので生息頭数の変動はないと思うが(100頭前後と言われているが昔の調査でしかない)、交通事故による死亡が年何件かあり、道路管理者との協力が必要と考えている。

(二) 農林水産省(林野庁)の出先機関である沖縄森林管理署を含めて関係13機関からなるイリオモテヤマネコ保護増殖事業推進会議を平成9年に作り、事業の実施状況とか生息地で行われる公共工事について情報交換等を行っている。また、林野庁は国有林における生息状況のデータを収集してもらっている。

(5) アマミヤマシギ

(一) 保護増殖事業計画はあるが、沖縄県内の生息状況については、奄美から冬に飛来してくるのではないかという意見もあり、実際に繁殖しているかどうかよくわかっていない。

(二) 奄美大島において保護増殖事業を実施している。沖縄県は、本年生息状況について調査することになっており、定期的に情報を交換している。

## キクザトサワヘビに関して

### 1 ( 1 )

平成 5 年に国内希少野生動植物種選定のための生息実態調査を実施し、その調査結果を含めて平成 6 年 1 月に久米島の具志川村・仲里村の両村にキクザトサワヘビを国内希少野生動植物種に指定したいと説明に行っている。その後の経緯については、本庁が行っており、ここにはデータベースが残っていない。平成 7 年 2 月 1 日に自然環境審議会に諮問し、同月 8 日に指定された。

平成 9 年 3 月に久米島の両村の教育委員会に対し生息地保護区制定につき調整したいという説明をしている。

特に自治体からの働きかけというわけではなく、環境省の主導による。

既にいくつかのダムとか防衛施設が建設されていたが、生息域全域に及ぶような大規模な開発は実施されていなかった。

不明

既に県立の自然公園が指定されており、県で指定された具志川鳥獣保護区・仲里鳥獣保護区といった網がかけられていた。

農水省・国土庁・建設省・通産省・郵政省・文部省・沖縄開発庁・防衛庁の 8 省庁。農水省から保護区設定について基本的な考え方について幾つか質問があり、防衛庁から防衛施設について保護区から外すようにという意見があったが、細かな内容は当事務所では把握していない。

特に問題があったとは聞いていない。

特に補償を行っていない。

両村に対し、平成 9 年 9 月 2 日に説明会を、同月 26 日県に対し説明している。これに対し、県の各部局から意見を文書で提出して貰い、事務局が回答するという方式を採り、平成 10 年 2 月に調整が終了している。

サワヘビの過去の調査から生息可能性のある河川の集水域を保護区とした。特に生息が確認された場所と集水域並びにそのような環境と連続した自然環境を有する地域は厳しい管理地区と指定した。

図 26 の先に監視地区を設定する予定であったが、村からダムの工事の関係から外して欲しいという要請があり外した。

28～30の黒い部分はダムであるが、管理地区をダムの南側まで入れていたが、ダムの整備との関係で北側で切って管理地区が設定された。31についても事情は不明だが北側で切られた。また、道路は防衛施設として区域から外されている。

提出されていない。

開催されていない。

平成9年12月に両村で説明会。説明会の内容は、まずサワヘビの研究者から生態についての説明をしてもらい、その後当事務所から保護の進め方等につき説明し、保護区内での森林の伐採・指定の基準、ダム施設の改修等について質問を受け回答した。

絶滅を防ぐために、生息範囲の知見がよくわかっていない段階で保護区を設定したことから、調整が難航した。

#### 1(2)

保護区内での行為の許可・届出・同意に関する事、そして保護区における鳥獣その他野生動植物の種の個体並びにその生息地の保護に係る事務及び事業の実施に関する事(訓令で定まっている)。

県に委託している業務はない。両村とは生息地等保護区の管理業務についての請負契約を締結している。業務の内容は、定期的に保護区を遵守し違法行為が行われていないかの監視、標識の点検、観察する人がいればサワヘビの生態についてお話しをしていただきたいという普及契約、生息状況の把握をしてもらい(仲里村については、毎日1時間調査ポイントで監視してもらい、また週1回監視のルートを決め違法な開発行為が行われていないかを調査してもらっている。具志川村についても同様にルートを定めているのと白瀬川については週1回くらいのモニタリングをしてもらっている)、その結果については毎月管理日誌という形で記録をとってもらい提出してもらっている。

那覇保護官事務所の保護官が1名であるが、併任であり専属ではない。

両村に対し、各65万円だけである。

平成8年に琉球大学の先生に、仲里村の或る沢で、毎月一回24時間のモニタリングを行う調査を依頼したところ、

一年間に 10 個体のサワヘビが確認された。このときマーキングして放つという作業を行ったが、同一物を 2 回捕まえたのは一例だけであった。毎月報告される業務報告書によると、同場所では、昨年は年 4 回、本年は 1 回だけ確認されている。昔は白瀬川で良く確認されていたが、最近は確認されたと言う報告があがっていない。

定期的調査は行っていない。専門的調査を行ったのが平成 8 年であることから、専門的調査の必要性は感じている。

生息数については不明。生息環境については、特に開発行為も行われていないことから悪化したということはないと思われる。

特に調整していることはない。ただ、開発行為をしようという場合は調整が必要となる。県に対しては特にお願いしている事例はないが、県の自然保護課とは定期的に連絡会議を持っているので、必要であればそこで調整は可能と考える。村との関係では、前記のとおり管理業務を委託している。

事務所から直接民間に委託していることはない。前記のとおり、事務所は村（教育委員会）に委託し、村が民間に委託する形式である。

離島であるため頻繁に訪れることができないので、報告書を重視しており、これをとおして問題の早期発見に努めている。

特に生じていない。但し、記載のとおり専門的調査の必要性は感じている。

ない。

ない。

ない。

特にない。

専門的調査を実際やってみないと何とも言えないが、場合によってはカワラ岳を指定しなければならないと考えている。

指定されたことから島民も関心を持っていると思うが、特に県民から意見を述べられたこともない。

人員の不足問題と調査費、保護区の管理費等の予算不足問題。

- 2 その他国内希少野生動植物種の生息地等保護区の指定について  
イリオモテヤマネコ

保護区の指定に向けての作業を現在行っており、事務所で原案を作っているのが現況であることから、いつできるかという目処は立っていない。

その他の種については、生息の状況等から判断すると、直ちに保護区の指定をすることは難しい。ヤンバルクイナ・ノグチゲラ・カンムリワシ・ホントウアカヒゲ等については、生息範囲が広く一定地域に限定するのが難しい。ヨナクニカラスバト・ダイトウノスリ・アマミヤマシギ・ウスアカヒゲなどについては県内についての生息状況がよくわかっていないので指定が難しい。アホウドリについては尖閣諸島で繁殖しているが、政治的問題もあり難しい。ヤンバルテナガコガネについては保護区指定できるだけの情報が乏しい。

ヤンバルテナガコガネに関わる問題であるが、北部の演習場の関係があってヤンバル全域に関わる生息調査が実施できないという問題がある。

北部の国有林を管理している沖縄森林管理署に対して、演習場内での調査を行いたい旨の要請をしているが、話しは進んでいない。

特にない。

### 3 国内希少野生動植物種の指定について

鳥については、種の保存法ができる前に、特殊鳥類法という法があり、その中で定められていた種がそのまま種の保存法に移行し定められたというのが実際のところである。イリオモテヤマネコ・キクザトサワヘビ・ヤンバルテナガコガネは、種の保存法ができてから新たに指定されたものである。種の指定にあたっては、希少野生動植物種保存基本方針の中で選定方針が決まっており、これに基づいて選定されたが、詳細は当事務所ではわからない。

指定により捕獲・譲渡について規制がかかることから、個体については保護になる。また指定により、地元の人に関心を高め結果的に保護に役立つという効果も期待できる。

絶滅のおそれの大きい種から優先的に指定して行くべきであるが、研究者からはオキナワトゲネズミ・テナガネズミを指定すべきとの意見があがっている。

いくつかの種については専門家からヒアリングを行ったり、現地確認作業をとおして情報収集を行っている。

特に要望はない。

生息状況の調査を先ず行うべきであり、国内希少種に指定すべきかは調査結果を見て判断されるべきである。

以上

## 【質問事項】

保護増殖事業について

- (1) 沖縄県において、保護増殖事業の対象となっている動植物と、今後保護増殖事業の対象の予定となっている動植物はありますか。
- (2) ノグチゲラについて
  - (一) ノグチゲラの生息状況について
  - (二) ノグチゲラの生息状況の把握の方法、調査の人数等、予算について
  - (三) ノグチゲラの生息圧迫要因をどう考えていますか。
  - (四) ノグチゲラを保護、増殖するために、現在どのような方法を考えていますか。
  - (五) ノグチゲラを捕獲し、監視下で繁殖する考えはありますか。
  - (六) ノグチゲラの保護増殖事業のために、具体的にどのような機関と協力していますか。

また、具体的な協力事項について

- (3) ヤンバルテナガコガネについて  
ノグチゲラの(一)ないし(六)と同旨の事項
- (4) その他の動植物について保護増殖計画があれば、(2)の(一)ないし(六)と同旨の事項

環境省(沖縄地区自然保護事務所)

宇江城岳キクザトサワヘビ生息地等保護区について

- (1) 生息地等保護区制定までの経緯について
  - キクザトサワヘビが国内希少野生動植物種に指定された経緯は平成10年6月15日に制定されているが、生息地等保護区制定のための調整が開始されたのは、いつ頃からか
  - 生息地等保護区制定に向けて調整が始まったのは、どのようなきっかけからか。(沖縄県または仲里村・具志川村から環境庁への積極的な働きかけ等によるものか、環境庁主導によるものか)
  - 生息地等保護区制定前の当該区域の状況はどのようになっているか
  - 制定前の当該区域の状況につき、キクザトサワヘビの生息に好ましくない点があったか、あったとすれば具体的にどのような点が生息地等保護区制定の話が出る前に、国立公園・県立公園や原生



自然環境保全地域等、他の法律や条例による環境保全のための区域指定の話はなかったのか、それはどのような理由によるものか。生息地等保護区制定にあたり、協議を行った省庁はどこか？どのような内容の調整が行われたか

制定に際し、私有地の所有者との調整につき、どのような問題があったか

制定に際し、私有地所有者に対し、何らかの経済的補償その他の補償等を行ったか

県・村とはどのような調整が行われたか

立入制限地区・管理地区・監視地区の線引きについては、どのような点が考慮されてなされたか

区域指定にあたり、当初計画案から外された区域、付加された区域、または、規制がより緩い地区指定に変更された区域等があったか、またその理由は。

種の保存法第36条第5項に基づく意見書の提出はあったか。あるとすれば、その意見の概要は。

指定に際し、種の保存法第36条第6項に基づく公聴会は開催されたか。開催されたとすれば、公聴会出席者から、どのような意見が出されたか

上記法による手続きでなくても、環境庁から村民等に対し、保護区指定にあたり、何らかの説明等がなされたか、なされたとすればその方法や説明内容。また、それに対し、どのような質問・意見等が出されたか。

その他、制定までに、どのような問題があったか

## (2) 宇江城岳キクザトサワヘビ生息地等保護区の現状及び管理について

宇江城岳キクザトサワヘビ生息地等保護区内におけるキクザトサワヘビの保護及び保護区の管理（以下、「保護・管理」という）に関する、自然保護事務所の業務内容

上記業務のうち、県・村に委託している業務は？

保護・管理を担当している人数は？

保護・管理に関する年間予算は？

宇江城岳キクザトサワヘビ生息地等保護区内または保護区外における、現在の、キクザトサワヘビの生息状況は？それは、いつ、どのような調査に基づくものか。

保護区内におけるキクザトサワヘビの生息状況の調査は、何年毎に、どのような方法において行われているか。

保護区制定の前後において、キクザトサワヘビの生息数はどのように変化しているか、また、生息環境はどのように変化したか  
保護・管理について、他省庁、県、村との調整及び連携はどのように行われているか

保護・管理について、自然保護事務所から民間人に委託している業務はあるか、あるとすれば人員はどのくらいで、どのような業務を委託しているか

保護・管理にあたり、特に留意している点は？

現在、保護区内において問題と思われる点は？それに対し、どのような対処を行っているか（または、検討しているか）

これまでに、種の保存法第41条・42条に基づく、立入検査・実地調査等が行われたことはあるか

保護・管理にあたり、これまでに、種の保存法第40条に基づく措置命令が必要とされる状況と認識されたことはあったか、あったとすればどのような状況であったか、それに対し、なぜ措置命令を出さなかったか

保護区内における私有地の所有者より、種の保存法第44条に基づく損失補償請求がなされたことはあるか

地区指定の変更・解除が必要と思われる区域はあるか、あるとすればその理由。

現在の指定区域より広げる必要性はあるか、あるとすればその理由。

キクザトサワヘビ保護に対する県民の意識は？また、意見・要望等は出されているか

その他、保護・管理にあたり、問題点は？

- 2 その他の国内希少野生動植物種の生息地等保護区の指定について  
沖縄県内に生息する、キクザトサワヘビ以外の国内希少野生動植物種（下記のとおり）につき、生息地等保護区の指定に向けた動きはあるか。あるとすれば、どのような段階か

イリオモテヤマネコ  
ヤンバルクイナ

ノグチゲラ  
カンムリワシ  
ヨナクニカラスバト  
アホウドリ  
ダイトウノスリ  
アマミヤマシギ  
キンバト  
ホントウアカヒゲ  
ウスアカヒゲ  
ヤンバルテナガコガネ

生息地等保護区の指定に向けた動きがない場合、その理由は何か、  
生息地等保護区指定の必要性がないということか  
必要性がある場合、保護区指定を阻む要因は何か  
その要因を取り除くための取り組みはなされているか  
県・市町村より、生息地等保護区指定の要請等はあるか

### 3 国内希少野生動物種の指定について

現在、沖縄に生息する野生動植物種のうち、2の に記載した動植物種（+コウノトリ）が種の保存法による国内希少野生動植物種として指定されているが、これらが指定されるに至った経緯を教えてください。

国内希少野生動植物種として指定されたことで、保護に資する結果となっていると思われるか

沖縄県に生息する野生動植物種のうち、上記の種以外に国内希少野生動植物種に指定されるべきであると考えられる種は？

上記の種につき、指定に向け、どのような活動を行っているか

また、県や村より、指定が要望されている種は、あるか

ジュゴンについては、国内希少野生動植物種に指定されるべきと考えるか、また、その理由。